

当社の業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針

当社は、当社の業務の適正を確保するための体制構築の基本方針を次の通りとし、これに基づき体制を整備し、維持する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付け、全役員および従業員一人ひとりがコンプライアンスを遵守して行動することとする。

当社は、コンプライアンスに関する社内規則および行動指針を策定し、コンプライアンスの徹底を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。

当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに係る事項を管理、推進しており、今後もこれを継続する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社では、株主総会議事録や取締役会議事録等の重要書類については、総務部においてこれを適切に管理しており、今後もこれを継続する。

さらに、重要書類を管理する「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に関する情報について、情報毎にこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理する。

当社は、秘密情報を管理する「機密管理規定」に従い、秘密情報の種類別に管理する部署を定め、適切に保存および管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、製品品質、財務、紛争、システム等の各種リスクについては、それぞれ担当部署が適切に管理しており、今後もこれを継続する。

さらに「危機管理規定」及び「危機管理マニュアル」に従い、リスク毎にこれを管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、主要な業務執行を決定する機関として取締役会を設置し、月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催している。また、事前に経営問題を討議する会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行う事前審議制をとっている。さらに、事前審議に当たっては、電子媒体等を活用して経営情報、審議情報等を事前に共有し、情報伝達の効率化を図るなど、業務を効率的に行う体制をとっており、今後もこれを継続する。

5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、いすゞ自動車株式会社および当社等からなるいすゞグループが、社会からその存在価値を認められ、信頼を得るために、いすゞ自動車株式会社が策定した「グ

グループ企業理念」「グループ行動指針」「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を当社の全役員・従業員に周知し、いすゞ自動車株式会社の関連会社としてこれを踏まえた行動をとるものとする。

当社は、いすゞ自動車株式会社の経営幹部による、当社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、いすゞ自動車から、当社の業務の適正を確保する体制につき不備があると指摘された場合、適宜対応部署を定め、速やかにこれを改善する。

当社は、当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、総務部が窓口となり、グループ経営会議を適宜開催しており、今後これを継続する。

6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社およびグループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令または定款違反行為、その他予め定めた監査役会への報告事項を、遅滞なく報告する。

常勤監査役は、重大な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、社内の各会議に出席することができる。また、監査役全員がこれらの会議に先立ち、電子媒体等を活用して、事前に提供される関係文書および資料を閲覧し、また、必要に応じて取締役または従業員に追加の説明または報告を求めることができるものとする。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、会計監査人から会計監査の内容について、また、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うことができるものとする。また、監査役会は、当社取締役および従業員と、適宜意見交換を行うことができるものとする。

◇反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の一員として、反社会的勢力および団体とは断固として対決しません。

◇反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・社内主管部署を総務部と定め、地元警察等の外部機関との連携、社内体制の整備に努めております。
- ・反社会的勢力の不当要求に備え、平素より外部の専門機関と密接な連携関係を構築するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。具体的には、宮城県特殊暴力対策連絡協議会に加盟して、各種研修会、講演会等に参加するなど必要な情報、知識の収集に努め、不当要求の排除と防止対策を検討いたしております。

- ・弁護士と顧問契約を結び、不測の事態には、法律的な指導を受けられるようにしております。

以上